

裁 決 書

審査請求人

住所○○○○○○○○○○○○○○○-○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○-○○

氏名 ○○ ○○

処 分 庁

うるま市長 中村 正人

(所管部課：財務部 市民税課)

審査請求人が令和○年○月○日に提起した処分庁による市民税・県民税の令和○年度分課税分の全部を減免しない旨の処分についての審査請求（うるま市審査請求R 3 - 2）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分のうち、令和○年度市民税・県民税の第○期分及び第○期分についての処分は取り消し、その余については棄却する。

事 案 の 概 要

- 1 うるま市長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人に対し、次の内容を記載した令和○年○月○日付け令和○年度市民税・県民税納税通知書兼納付書を送付した。

期別	納期限	納付額	(ア)に係る充当額	充当後納付額
○期	令和○年○月○日	○○○○○円	○円	○○○○○円
○期	令和○年○月○日	○○○○○円	○円	○○○○○円
○期	令和○年○月○日	○○○○○円	○円	○○○○○円
○期	令和○年○月○日	○○○○○円	○円	○○○○○円

- 2 審査請求人は、令和○年○月○日、処分庁に対し、次の内容を記載した個人市民税・県民税減免申請書を提出した（以下、この申請のことを「本件申請」という。）。

減免を受けようとする課税年度： 令和○年度分

減免を受けようとする納期の別： ○期分から○期分まで

減免を受けようとする課税額： ○期○○○○○円、○期○○○○○円、○期○○○○○円、○期○○○○○円、合計○○○○○円

理由： 失業、疾病等による所得減少者（うるま市税条例施行規則第8条第3項第1号）

具体的理由： 失業による所得減少

- 3 処分庁は、令和○年○月○日、次の却下理由により本件申請を却下する処分（以下「本件処分」という。）をした。

却下理由： 自己都合退職かつ審査及び聞き取りにより就労の見込みがないとは言えないため、うるま市税条例施行規則第8条第3項第1号に該当せず、却下とする。

- 4 審査請求人は、令和○年○月○日、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。

審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張

審査請求人は、失業により無収入である。審査請求人は、WEBサービス開発への就労を目指していて、1日の大半をその勉強に充てており不本意な就労を望んでいない。本件処分は、処分庁の主観による不当なものであるから、取消しを求める。

2 処分庁の主張

(1) 失業者に対する減免について、「市・県民税の減免制度」の説明書を配布し、自己都合による退職は対象外としており、審査請求人は正当な理由のない自己都合退職であることから、減免対象とはならない。

(2) また、うるま市税条例（平成17年うるま市条例第45号。以下「本件条例」という。）第51条第1項第4号に掲げる者に対する減免規定を適用する趣旨は、当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となり徴収猶予等を行っても、到底納税が困難であると認め得る担税力の薄弱な者を救済しようとするものである。

よって今後の生活を見越した退職と考えられる審査請求人に、直ちに公私の扶助を受けている者と同程度に担税力がないとはいえないとして行った本件処分は、主観による不当なものではない。

審理員意見書の要旨

1 「失業」の該当性

(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第323条は租税減免規定である。租税法律主義、租税公平の原則、判例等を考慮すると、同条による減免は、具体的事案において減免を相当とする程度の強い公益性、公共性がある場合に限って認められるものと言える。

同条は、「天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者」と「貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者」を減免の対象として規定しているところ、後者に係る生活保護法の規定による公の扶助の基本原則及び補足性の要件が「その他特別の事情」に反映されることを踏まえると、うるま市税条例施行規則（平成17年うるま市規則第48号。以下「本件規則」という。）第8条第3項第1号における「失業」の意義は、納税者間の平等・公平の要請を犠牲にしても租税公平の原則に反しないと認

められる程度の失業（稼働能力を喪失した場合又は稼働能力があり当該能力を活用する意思があっても活用できる場がない場合）であると言える。

(2) ア 雇用保険受給資格者証の離職理由の記載から、審査請求人の退職は、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 33 条第 1 項の「正当な理由がない自己都合によって退職した場合」に当たる。

イ 稼働能力を喪失した場合の該当性は、雇用保険法第 33 条第 1 項の規定により基本手当の給付制限を行う場合における雇用保険業務に関する業務取扱要領（平成 22 年 12 月 28 日付け職発 1228 第 4 号）記載の「「正当な理由がない自己都合による退職」として給付制限を行う場合の認定基準」（以下「本件認定基準」という。）記載の被保険者の状況（健康状態、家庭の事情等）で判断するものとする。

ハローワーク職員等の聴き取りから、審査請求人には、「正当な理由」たる健康状態、家庭の事情等はなく、また、本件申請時においても健康状態において問題がないことから、稼働能力を喪失したと認められる事情はない。

ウ 稼働能力があり当該能力を活用する意思があっても活用できる場がない場合の該当性は、本件認定基準記載の被保険者の状況（健康状態、家庭の事情等）、事業所の状況（労働条件、雇用管理の状況、経営状況等）その他の状況から総合的に判断するものとする。

審査請求人は、審査請求書において「WEB サービス開発への就労を目指しているので 1 日の大半をその勉強に充てている。そのため不本意に就労することは望まない。」と述べており、本件審査請求の時点で稼働能力を活用する意思がなかったと言える。

さらに、就労活動を繰り返してもなお就労する場所が見つからない事情等はなく、また、ハローワーク職員等の聴き取りから、「正当な理由」に該当し得る被保険者の状況及び事業所の状況はないものと認められるから、稼働能力を活用できる場がないとは言えない。

これらの事情を総合的に判断すると、本件申請時において、審査請求人には稼働能力を活用する意思がなく、また、稼働能力を活用できる場がないとは言えないのであるから、稼働能力があり当該能力を活用する意思があっても活用できる場がない場合に当たらない。

(3) したがって、審査請求人の退職は、本件規則第 8 条第 3 項第 1 号にいう「失業」には該当しない。

2 市民税・県民税減免の審査及び判断過程の妥当性及び適法性

本件処分に係る処分庁の資料の徴収、聴き取り、判断等に関し、判断に重要な事実の基礎を欠いたとは言えず、社会通念に照らして妥当性を欠くものと認められる事情もないから、本件処分の裁量行為について逸脱又は濫用があったとは言えない。

また、本件処分における市民税・県民税減免の審査について妥当性を欠いているとまでは言えず、適法性を欠いているとまでも言うことはできない。

理 由

1 関係法令

(1) 本件条例

地方税法第3条及び第323条に基づき、本件条例第51条は、第1項柱書きに「市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。」との規定及び第2項柱書きに「前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。」との規定を定めている。

また、本件条例第40条第1項は、普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税の納期につき、第○期は○月○日から同月○○日まで、第○期は○月○日から同月○○日まで、第○期は○○月○日から同月○○日まで及び第○期は翌年○月○日から同月○○日までと定めている。

(2) 本件規則

本件条例第51条第1項から委任を受けた本件規則第8条第3項は、柱書きに「条例第51条第1項第4号に規定する市民税の減免のうち個人に係るものは、次に定めるところにより必要と認める者に対して、当該年度分の税額のうち、当該事由が生じた後に納期の到来するものについて軽減し、又は免除するものとする。」との規定、同項第1号に「失業、疾病等により、当該年中の合計所得金額の見込額が前年中の合計所得金額の10分の5以下に減少すると認められる納税義務者で、

前年中の合計所得金額が 400 万円以下であるもの」との規定及び同項第 1 号に係る以下の表を定めている。

軽減又は免除の割合		
合計所得金額の程度 前年中の合計所得金額	前年中の合計所得と比べ 10 分の 3 を超え 10 分の 5 以下の場合	前年中の合計所得と比べ 10 分の 3 以下の場合
200 万円以下の場合	2 分の 1	免除
300 万円以下の場合	4 分の 1	2 分の 1
300 万円を超える場合	8 分の 1	4 分の 1

2 市民税・県民税第○期分及び第○期分について

審査請求人は、令和○年○月○日に処分庁に対して本件申請をしているところ、同日は、令和○年度市民税・県民税の第○期分及び第○期分の納期を徒過している。

したがって、本件条例第 51 条第 2 項柱書きの規定により、審査請求人は、令和○年度市民税・県民税のうち第○期分及び第○期分について減免を求めることができない。

3 市民税・県民税第○期分及び第○期分について

- (1) 審査請求人は、令和○年○月○日に離職した後、WEBサービス開発に係る労働をする意思をもって勉強をしているが就労できない状態にあることから、雇用保険法第 4 条第 3 項にいう「離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあること」、すなわち、「失業」していることが認められる（審査請求書、雇用保険受給資格者証）。

審査請求人の令和○年中の合計所得金額は○○○万円であると認められ（令和○年度市民税・県民税 税額計算内訳書）、また、審査請求人の令和○年○月○日から同年○月○日までの所得金額が○円であること（収入状況等申告書、通帳の写し）及び審査請求人が同年○月○日までに就労を開始したとの事情がうかがわれないことから、失業により審査請求人の同年中の合計所得金額は○円に減少する見込みであると認められる。

したがって、審査請求人は、失業により当該年である令和〇年中の合計所得金額の見込額が前年である令和〇年中の合計所得金額よりも減少すると認められる納税義務者であって、前年中の合計所得金額が 200 万円以下の場合で、かつ、当該年中の合計所得金額の見込額が前年中の合計所得金額と比べて 10 分の 3 以下の場合に該当する。

- (2) これに対し、審理員は、本件規則第 8 条第 3 項第 1 号の「失業」の意義は、納税者間の平等・公平の要請を犠牲にしても租税公平の原則に反しないと認められる程度の失業（稼働能力を喪失した場合又は稼働能力があり当該能力を活用する意思があっても活用できる場がない場合）であると解した上で、審査請求人については稼働意思がなく、また、稼働能力を活用できる場がないとは言えないことから、審査請求人の退職は、本件規則第 8 条第 3 項第 1 号における「失業」に該当しないとす。

しかしながら、本件規則第 8 条第 3 項第 1 号の「失業」の意義を雇用保険法第 4 条第 3 項の「失業」の意義と異なるものとして解すべき理由はない。審査請求人は、「離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態」にあるからこそ、雇用保険法第 15 条に基づき、基本手当の受給資格者として失業の認定を受けたと認められる。

したがって、審査請求人の退職が本件規則第 8 条第 3 項第 1 号の「失業」に該当しないとす審理員の意見は不合理である。

- (3) 以上のことから、審査請求人は、本件条例第 51 条第 1 項第 4 号及び第 2 項、本件規則第 8 条第 3 項第 1 号並びに地方税法第 45 条に基づき、令和〇年度市民税・県民税のうち第〇期分及び第〇期分について免除を求めることができる。

4 審理員意見書と異なる内容になった理由

裁決書の内容が審理員意見書と異なる内容となった理由は、審査会の答申で指摘されたとおり、審査請求人の退職が本件規則第 8 条第 3 項第 1 号の「失業」に該当しないとす審理員の意見は不合理であり、審査庁としては、令和〇年度市民税・県民税のうち第〇期分及び第〇期分について免除を求めることができると判断したからである。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求のうち、令和〇年度市民税・県民税の第〇期分及び第〇期分については理由があることから、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68

号) 第 46 条第 1 項の規定により、その余の部分については理由がないことから、同法第 45 条第 2 項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和 4 年 1 2 月 1 5 日

審査庁 うるま市長 中村 正人

教 示

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、うるま市を被告として（訴訟においてうるま市を代表する者はうるま市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、うるま市を被告として（訴訟においてうるま市を代表する者はうるま市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。